

Ⅲ 申告書等の主な記載方法について

1 償却資産申告書

- ◎ 資産の所在する区ごとに作成してください。
- ◎ この申告書は感圧式の2枚複写（1枚目提出用、2枚目控用）となっています。
- ◎ 申告書は大阪市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html>



大阪市 償却資産申告書 検索

資産の所在する区名を必ず記載してください。

所有者コード(台帳番号)を、次のいずれかを参照し、記載してください。
 申告に関するはがき→表面の網掛け部分に印刷されているコード
 納税通知書→2枚目「固定資産税(償却資産)課税資産の明細」の区コードおよび台帳番号

連絡のつきやすい時間帯に○を付けてください。

申告書は資産の所在する区ごとに作成してください。

第二十六号様式(提出用)

令和 7 年 1 月 17 日 (あて先) 大阪市長 (北 区分)		令和 7 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード 51 123-456789-06	
1 住所 おおさかしまたくなかのしま 大阪市北区中之島1-3-20 (電話 06-6208-7768)	3 個人番号又は法人番号 1234567890123	8 短縮耐用年数の承認 有・無	9 増加償却の届出 有・無	10 非課税該当資産 有・無	11 課税標準の特例 有・無
2 氏名 なかのしま かつしがいの 中之島フース 株式会社 取締役社長 大阪 太郎 (屋号 OO食堂)	4 事業種目 飲食業 (資本金等の額) 50 百万円	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	13 税務会計上の償却方法 (定率法) 定額法	14 青色申告 有・無	
5 事業開始年月 昭和 43 年 10 月		6 この申告に 応答する者 の氏名及び氏名 計理課 大阪 花子 (電話 06-6208-7769)	7 税理士等 の氏名 濱速 次郎 (電話 06-6208-7767)	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 ① 北区中之島1-3-20 ② 北区扇町2-1-27 ③	16 借用資産 貸主の名称等 (有・無) 株式会社 OOリース
資産の種類				17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	18 備考(添付書類等) 決算期(4 月・ 月)
1 構築物	25,967,150	980,000	12,096,000	37,083,150	①固定資産税(償却資産)に該当する資産 ① 無
2 機械及び装置	803,441,500	0	800,000	804,241,500	②令和6年1月2日～令和7年1月1日の固定資産税(償却資産)に該当する資産の増減 ② 無
3 船 舶	0	0	0	0	
4 航空機	0	0	0	0	
5 車両及び運搬具	7,270,000	0	0	7,270,000	
6 工具、器具及び備品	62,835,200	3,888,000	3,495,000	62,442,200	
7 合計	899,513,850	4,868,000	16,391,000	911,036,850	
取得価額		前年前に取得したもの(イ)		前年中に取得したもの(ハ)	
評価額(ホ)		※決定価格(ヘ)		※課税標準額(ト)	
この欄には記入しないでください。					
控	前年度申告区分	当年度申告区分	申告内容	入力区分	台帳仮更新
有()・切手無・無	一般	電算	新規	一般	電算
			O申	O成	増減なし
			ハ()	オ()	台帳仮更新
			台帳本更新	職務者削除	宛名変更
			無・有(/)	無・有(/)	無・有(/)
			過年度資産	引抜き票	番号確認
			納管 両方	納管 両方	番号入力
			通 促 不要	通 促 不要	

該当する方を○で囲んでください。※

「資産の所在する区名」と同一区内すべての事業所等資産の所在地を記載してください。

評価額：電算申告される方(P8参照)のみ、記載してください。

令和7年1月1日時点での、償却資産に該当する資産の所有状況を記載してください。
 償却資産に該当する資産をお持ちでない方は「18 備考」の①の「無」を○で囲んでください。
 また、次の事項に該当する場合は、記載してください。

- ・共有で資産をお持ちの方は、共有者の住所・氏名・持ち分
- ・廃業・休業・移転等の年月日
- ・課税標準の特例、非課税、各種承認・届出等がある方は、添付した書類名称
- ・書類の送付先変更のある方は、変更後送付先住所
- ・前年度の取得価額(計)と前年前に取得したもの(イ)の価額が相違する場合は、相違している資産・原因

※ 「10 非課税該当資産」の「有」を○で囲んだ場合で、非課税該当資産を新たに取得された方または使用用途等に異動の生じた方は、償却資産非課税適用(取消)申告書を添付してください。
 また、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。
 「11 課税標準の特例」の「有」を○で囲んだ場合は、課税標準特例該当資産明細合計表および特例に該当することを証する書類の提出が必要です。